

## 接続料の算定に関する研究会（第7回）議事録

1. 日時 平成29年9月4日（月） 14：57～15：52

2. 場所 総務省11階 第三特別会議室

3. 出席者

① 接続料の算定に関する研究会構成員

辻 正次 座長、相田 仁 座長代理、酒井 善則 構成員、佐藤 治正 構成員、  
関口 博正 構成員（以上、5名）

② 総務省

渡辺総合通信基盤局長、古市電気通信事業部長、小笠原総合通信基盤局総務課長、  
竹村事業政策課長、藤野料金サービス課長、安東事業政策課調査官、  
松井事業政策課市場評価企画官、大塚料金サービス課企画官、  
柳迫総合通信基盤局総務課統括補佐、大磯料金サービス課課長補佐

4. 議題

- 「接続料の算定に関する研究会」第一次報告書（案）に対する意見募集の結果及び提出意見に対する考え方について
- 平成28年度末における固定端末系伝送路設備の設置状況について

【辻座長】 それでは、定刻になりましたので、ただいまから接続料の算定に関する研究会第7回会合を開催させていただきます。

本日は皆様お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。

本日の議事進行を務めさせていただきます座長の辻でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、池田構成員がご欠席となっております。

それでは、議事に入ります前に、総務省において人事異動があったと伺っておりますので、ご挨拶をいただきたいと思います。事務局からご紹介をお願いいたします。

【大磯料金サービス課課長補佐】 はい。事務局でございます。

前回の会合以降に着任しました職員につきましてご紹介をさせていただきます。

まず、総合通信基盤局長の渡辺でございます。

【渡辺総合通信基盤局長】 渡辺でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【大磯料金サービス課課長補佐】 続きまして、電気通信事業部長の古市でございます。

【古市電気通信事業部長】 古市でございます。よろしくお願いいたします。

【大磯料金サービス課課長補佐】 続きまして、総合通信基盤局総務課長の小笠原でございます。

【小笠原総務課長】 小笠原でございます。よろしくお願いいたします。

【大磯料金サービス課課長補佐】 続きまして、事業政策課市場評価企画官の松井でございます。

【松井事業政策課企画官】 松井です。よろしくお願いいたします。

【大磯料金サービス課課長補佐】 続きまして、料金サービス課企画官の大塚でございます。

【大塚料金サービス課企画官】 大塚でございます。よろしくお願いいたします。

【大磯料金サービス課課長補佐】 それから、以前は料金サービス課にいました、総務課統括補佐の柳迫でございます。

【柳迫総務課統括補佐】 柳迫です。前体制では、本研究会の事務局を担当させていただき、先生方に大変お世話になりました。ありがとうございました。

【大磯料金サービス課課長補佐】 最後に、私が料金サービス課課長補佐の大磯と申します。よろしくお願いいたします。

以上です。

**【辻座長】** どうもありがとうございました。

それでは、次に、お手元に配付されております資料について確認させていただきます。

それでは、事務局から確認をお願いいたします。

**【大磯料金サービス課課長補佐】** お手元には座席表、議事次第、それから、資料7-1から資料7-4までを配付しております。また、メインテーブルには、情報通信六法を別途置かせていただいております。

もし、ご不足等ございましたら、事務局までお申しつけください。よろしいでしょうか。

あと一点注意事項がございます、本日は無線のワイヤレスマイクを使用しておりますので、お手数ですが、ハウリング防止のため、ご発言された後は、必ずスイッチをお切りいただきますよう、ご協力よろしくをお願いいたします。

以上です。

**【辻座長】** ありがとうございました。

それでは、本日の議題でございますが、まず、事務局から、「資料7-1 『接続料の算定に関する研究会』第一次報告書（案）に対する意見募集の結果及び提出意見に対する考え方（案）」について説明をいただき、質疑応答を行いたいと思います。

次に、事務局から、「資料7-3 平成28年度末における固定端末系伝送路設備の設置状況」について説明をいただき、質疑応答を行いたいと思います。

それでは、まず、「資料7-1 『接続料の算定に関する研究会』第一次報告書（案）に対する意見募集の結果及び提出意見に対する考え方（案）」につきまして、事務局より説明をお願いします。

**【大磯料金サービス課課長補佐】** まず、資料7-1に基づきまして、第一次報告書（案）に対するパブリックコメントでいただいたご意見及びそれに対する本研究会としての考え方（案）を作成しておりますので、ご説明いたします。資料7-2の平成28年度末における固定端末系伝送路設備の設置状況につきましては、その後、質疑応答を挟んだ後にご説明させていただきます。

資料7-1ですが、多くのご意見を頂戴しまして、全てをご紹介することは時間の関係上難しいとは存じますので、主なご意見を口頭にて抜粋してご紹介するとともに、それに対する考え方をご説明いたします。

まず、意見の1ページ目です。こちらは、中部テレコミュニケーションから、卸売サービスを利用する事業者の契約数も含めて、市場動向の調査について注視する必要があると

いうご意見をいただいております。

こちらにつきましては、本報告書（案）の目的の達成には必要ないと考えているということでご回答しておりますが、一般的には卸電気通信役務の提供状況について、市場動向の理解のため、広く公表されていくことが必要だということとは言えるかと思っておりますので、その旨は注記した上で考え方とさせていただきます。

続きまして、2ページ目です。意見2-1、こちらは、NGNの位置づけ、特に第一種指定電気通信設備とすべきかどうかという点についてのご意見でございます。こちらは、本報告書（案）では、もちろん第一種指定電気通信設備で扱うべきという趣旨であると思っておりますけれども、NTT東日本・西日本からは、自己設置あるいはNTT東日本・西日本がオープン化して提供するダークファイバ等を利用して、他事業者もIP通信網を構築しているとか、ダークファイバ等のアクセス回線のオープン化がされているといった理由から、NGNを第一種指定電気通信設備規制の対象から除外していただきたいというご趣旨のご意見を頂戴しております。

これにつきまして、考え方ですけれども、NGNとの接続が事業展開上不可欠であって、かつ、その重要性・基幹的役割が一層強まると考えられることから、本報告書（案）で示したとおりとさせていただきます。その上で、アクセス回線に接続する、すなわち、アクセス回線を開放することのみで、事業展開上不可欠であるNGN利用者からの発着信のカバーを他事業者が行うことは、非現実的であると考え方をお示ししております。

そのため、NGNは引き続き第一種指定電気通信設備として改めて捉え、接続ルールを改善する必要があると書いております。

おめくりいただきまして、4ページ目に日本インターネットプロバイダー協会のご意見がございます。少し論点が変わるんですけれども、ISP事業者の視点からNGNを見た場合に、IPoEの接続とPPPoEの接続制度が互いに独立し、異なっていることは大きな問題であるというご趣旨のご意見を頂戴しております。

こちらにつきましては、3ページの考え方の真ん中あたりです。IPoEとPPPoEの間における接続の運用上の差異につきましては、接続事業者の要望に照らし、合理性があるのか、議論・検証を行っていく必要があるとさせていただきます。まさに、今後の研究会のフォローアップの1つのテーマになるのではないかと考えております。

また、卸役務との関係につきましてもご意見を頂戴しましたので、考え方を書かせていただいております。

続きまして、6ページ目です。意見2-2の県間通信用設備の扱いに関するご意見についてご紹介させていただきます。こちらにつきましては、NTT東日本・西日本から、県間伝送路だけが不可避免的に利用されるわけではないとおっしゃりつつも、7ページ目の一番下のところですが、しかしながら、第一種指定電気通信設備接続約款にその申込手続を規定するとともに、自主的な取組として、利用の費用に関して公平性や一定の透明性を確保するための措置を講じる考えという姿勢の表明をいただいております。

これにつきまして、考え方ですが、接続約款に統一的に記載することとしたというところで、接続点の設定の条件についても、NTT東日本・西日本の取組状況を見つつ、接続約款の中で検証される必要がある。また、情報開示も同様に行われることとなるべきであると記載してございます。

そして、当該県間伝送路との接続において支払われる金額につきましては、NTT東日本・西日本から、今申し上げたように自主的な取組を進めると意思表示があったところですので、総務省から改めてその取組については文書で依頼したいと思っておりますが、その取組状況を見た上で、見直すべき点がないか検証を行っていくのが適当であると考え方として示しております。

続きまして、12ページ目です。意見2-3のPOIの増設につきましては、NTT東日本・西日本から、適切な費用を負担いただくことを前提として、ご要望いただいた場合には検討を進めていく考えと表明していただいておりますので、接続事業者の要望をベースに対応される必要があるところ、今後の状況について注視すると記載してございます。

14ページです。意見3-1は、NGNの機能をさらに細分化して、新たな機能として設定していくという報告書(案)の内容に関するご意見です。NTT東日本・西日本からは、接続料算定の際に、トラフィック量以外でコストドライバとして用いることが適当なものがあれば提案する考えとご意見をいただいております。

これにつきまして、考え方3-1ですが、そういうものがあるということでご提案あった場合には、本研究会で検討することとするという考え方にしております。

それから、14ページの下あたりですが、NTT東日本・西日本からのご意見の中で、接続機能の中には、一の設備において複数の機能が実現されるものや、一の機能が複数の設備の組み合わせによって実現されるものがあり、当該機能の単体設備ごとに分解したとしても、それらは単独では機能せず、事業者に貸し出すことはできません。そのため、仮に「NGNについて設定されるべき機能」を直ちに提供するよう求められたとしても、現

時点では単独では利用できないために、現行の接続機能と同様の形態でのみ利用できる旨を接続約款に明示する必要があるというご意見をいただいております。

こちらにつきましては、考え方では、単体では個々の接続は機能しないとNTT東日本・西日本がお考えになる場合について、これをどのように組み合わせて利用するかは接続事業者の判断が基本となるものであるという原則を書かせていただいた上で、これを不当に制約することがあってはならないが、接続約款上、NTT東日本・西日本が、これについて注記することはあるだろうということで記載してございます。

なお、付属的な論点としまして、網改造料の話がありまして、I P o Eの接続の際に用いられるゲートウェイルータについて、網改造料として接続料が設定されているという点についてでございます。こちらにつきましては、今までの報告書（案）の中で特段の議論をしていなかったのではないかと思います。今回、意見が出ておりますので、本研究会において、今後のフォローアップ事項として検討を頂戴できればと考えております。

続きまして、18ページ目、19ページ目です。同じく、網改造料に関連するご意見です。テレコムサービス協会より、優先パケット識別機能及び優先パケットルーティング伝送機能を用いる際に、網改造料が必要なのではないか。どのような網改造料が必要なのか記載されていない、概算の費用を示してほしいというご意見を頂戴しております。

こちらにつきましては、考え方（案）では、そうした金額負担につきまして、接続事業者のサービス展開において重要であることから、概算等を示すことについて、総務省からNTT東日本・西日本に検討を依頼するという回答にさせていただいております。これは、総務省から依頼させていただくという考えでおります。

続きまして、21ページの意見3-3をご覧ください。意見3-3は、NGNのオープン化につきまして、新しい接続要望への対応という点について報告書（案）に書いてあるかと思います。こちらにつきましては、NTT東日本・西日本からは、さまざまな形でNGNの利用促進を推進してきたところであり、今後も引き続きオープン化を進めていく考えであって、要望があった場合には、協議を通じて真摯に対応していく考えと表明していただいております。

こちらにつきましては、総務省及び本研究会においてフォローアップを行いまして、協議が円滑に進捗しない要因が仮にあるのであれば、それへの対処について検討を行うという考え方とさせていただいております。

続きまして、21ページの意見3-4です。NTT東日本・西日本のご意見の趣旨とし

ましては、「ISPが接続料を支払う形での接続」について、仮に過去に検討された光ファイバの分岐単位接続料と同様の趣旨ということとであれば、それを実現することは技術的・経済的に困難である。また、設備構築事業者の投資インセンティブを著しく削ぐことになるため、いずれにせよ実施すべきではないというご意見を頂戴しております。

こちらにつきまして、考え方3-4です。接続料等の設定が適正であるかの議論は必要であるが、設備投資インセンティブを損なうものとして、一律に実現可能性を排除する考え方は適当ではない。そのため、これに応じた接続協議は必要であり、他の要望に関するものと同様にフォローアップを行っていく必要があると記載しております。

続きまして、24ページの意見3-5でございます。こちらは、ゲートウェイルータの接続用ポートの小容量化ということで、こちらも報告書(案)の中では小容量化を求める方向性で書いております。こちらについては、NTT東日本・西日本及びその他いわゆるVNEと呼ばれる事業者の方々から、小容量化につきましては、装置の利用効率が低下するなどの課題、あるいは、それにより全体としてはコスト増になるというご趣旨の意見を頂戴しております。NTT東日本・西日本としては、既存VNE事業者と小容量化を要望する事業者の双方の意見を伺っていく考えとご意見をいただいております。

こちらにつきまして、24ページの考え方3-5では、まず、確かに装置の利用効率を大きく低下させない配慮は否定しないが、多様な事業者の参入機会を保障し、最終的な全体の最適化につながる市場競争を促すものとして、小容量化というものは重要であるということをご改め記載しております。

音声のIP-IP接続につきましては、現在、事業者間で協議を行っているところとNTT東日本・西日本のご意見にも書いていただいております。したがって、こちらについては、接続事業者の需要動向を考慮して、小容量化が進められる必要があるとしております。

いずれにしましても、本件につきましては、NTT東日本・西日本における検討状況について、総務省へご報告いただいた上で、フォローアップを本研究会でもしていただく必要があるのではないかと考えております。

続きまして、32ページの意見3-6をご覧ください。こちらは、いわゆるPPPoE接続についてで、網終端装置の輻そうについてのご意見でございます。日本インターネットプロバイダー協会のご意見が冒頭にありますが、こちらは今現在Eメールも受信できないほどのひどい輻そうが日々発生しているため、改善を要望するという意見でございます。

考え方では、網終端装置の輻そうは、通信の疎通を確保するため、早期の解消が必要であり、十分な事業者間協議と増設の考え方等の公平性、透明性の確保をNTT東日本・西日本において進めていただくとともに、総務省においてもフォローアップを進めていく必要があるということに記載しております。

それから、33ページの日本インターネットプロバイダー協会のご意見の中で、事実関係を必ずしも明らかにしているわけではございませんが、NTT西日本による網終端装置の卸提供の事実は、一部の事業者のみに提案されていたため、多くの会員は本研究会で議論されるまで、そのプランの存在自体を知ることができなかつた等情報提供の在り方に関するご意見を頂戴しております。

こちらにつきましても、32ページの考え方の2つ目の丸で回答させていただいております。NTT東日本・西日本から周知事項がある場合には、関係団体にも情報提供されることが望ましく、そうしたものを望む関係団体に情報提供することを総務省からの依頼の中で改めて言及させていただきたいと考えております。

続きまして、36ページの意見3-7でございます。同じく、網終端装置の増設についてのご意見でございます。こちらは、NTT東日本・西日本からのご意見の中で、現時点での対応の状況を表明させていただいております。情報開示の公平性や透明性に配慮した対応を行ってまいりましたということに加え、周知に関しては、過去の周知資料が検索できるようにすることや一覧表形式での開示などの対応を行いましたということ。

さらに、その次の37ページですが、網終端装置の増設に関しては、増設に係る費用を接続事業者個別に負担いただくことを前提に、自由に増設できるメニューを設定する方向で検討を進めておりますというご意見をいただいております。

考え方3-7では、こうした情報提供については、自主的な改善が行われていることを評価するとともに、増設に関する検討状況については、フォローアップで注視していくと記載しております。

続きまして、38ページのNGNのネットワーク管理についての意見4-1でございます。こちらは、NGNのネットワーク管理の方針につきまして、NTT東日本・西日本において、具体的に検討していく考えと表明されておりますので、考え方では、39ページですが、フォローアップについて、総務省において、時宜を失することなく検討していくことを本研究会として求めると記載しております。

続きまして、41ページの意見4-2ですが、ネットワーク管理に当たって、NTT東

日本・西日本の管理部門と利用部門との間での情報遮断が必要であるという趣旨でございます。

こちらにつきましては、考え方では、接続約款の制度の中で適正性を担保するけれども、改めて、情報管理の厳正性ということで、総務省から文書で求めるということを現在検討中でございます。

続きまして、44ページの意見5-1ですが、加入光ファイバの耐用年数についての意見でございます。こちらにつきましては、7つの関数等さまざまな検討があったかと思えます。NTT東日本・西日本からは、現時点で直ちに見直しが必要な状況に至っていないと判断したが、適時適切に見直しを実施する考えという趣旨のご意見をいただいております。

こちらにつきましては、考え方としましては、適時適切に見直していく必要があり、これについて早急に着手していく必要があると記載しております。

あと、7つの関数を用いることについての妥当性、また、これらすべてを推計に用い、そのどれかの推計結果の範囲内に収まっていれば耐用年数を見直す必要がないとすることの妥当性のいずれについても、十分な説明がなされているとは言えないと記載しておりますが、いずれにせよ、本研究会において、NTT側よりさらに聴取して検討を行いたいと考えております。

その後、基本的には報告書（案）どおりの路線を確認するようなご意見及び考え方が続いておりますので、52ページの意見6-2について、こちらも、そんなに大きく方針が変わるものではございませんが、簡単にご紹介いたします。未利用芯線をレートベースから除けるのかということですが、除くのは困難ではないかというケイ・オプティコムからのご意見や除かないことで過剰投資を誘発するのではないかというソフトバンクからのご意見等、賛否両論ございます。

いずれにせよ、未利用芯線をレートベースから除くということは困難と考えられるが、もし利用見込みがないものを同定する考え方についてご提案があれば、それに応じて本研究会で検討することとしたいと記載しております。

続きまして、55ページの意見7-1ですが、少し話が変わりまして、いわゆるスタックテスト、接続料と利用者料金との関係の検証についてのご意見です。こちらの考え方につきまして、仮にスタックテストを行った後に、結果として価格圧搾のおそれがあると判定された場合の対処につきまして、NTT東日本・西日本からは、自己資本利益率の調整

をするという事は、適正な設備コストの確保ができず、投資インセンティブが削がれることになるため、そのようなことを行うことは考えていないというご意見を頂戴しております。

こちらにつきまして、考え方7-1では、自己資本利益率はどのような場合にも上限値を採らないといけないとする理由もないためここに含めており、仮にこれらが採られないことによって価格圧搾のおそれが生じる場合には、適切な措置が総務省によって講じられる必要があると記載してございます。

それから、営業費の基準値につきまして、ソフトバンク及びKDDIからご意見をいただいております。現状20%となっておりますが、それを見直し、例えばソフトバンクからは、営業費そのものを採用すべきであるという考え方などをお示しいただいております。

こちらにつきましては、当面は20%としますけれども、今般いただいたご意見等を参考としつつ、改めて検討させていただければと記載してございます。

続きまして、57ページの意見7-2、同じくスタックテストに関するご意見です。スタックテストで検証対象となるサービスにつきまして、NTT東日本・西日本より、固定電話、フレッツADSL、フレッツISDNを除外していただきたいというご意見を頂戴しております。

こちらにつきまして、考え方7-2です。本報告書(案)で需要が十分に減退しているか、接続機能に代替機能があるかという2つの要件を満たせば除外するという考え方しておりますが、そうした考え方に照らし、加入電話やADSLを現時点で検証対象外とすることは不相当と考えられると記載してございます。

続きまして、60ページのコロケーションに関するご意見です。意見8-1、意見8-2は、基本的にはコロケーションの情報開示の改善について一層の取組を求める等事業に関するご意見ですが、いずれにせよ、本報告書(案)の基本的な方針どおりだと思っております。また、総務省から、コロケーション関係についても、NTT東日本・西日本に改めて依頼もさせていただきたいと考えておりますので、最後のほうは割愛させていただきます。本研究会において、後ほどフォローアップをいただければと思っております。

65ページの意見8-3を少しご紹介させていただければと思います。左の意見8-3の真ん中あたりですが、コロケーションが技術的な理由または空間の制約により実現しない場合の代替措置、いわゆるバーチャルコロケーションですが、こちらにつきまして、継続して協議を行い、具体的な検討を行っていく考えとNTT東日本・西日本から表明を

いただいております。

こちらにつきましては、考え方8-3の2つ目の丸のところ、コロケーション代替措置については、今後の約款での措置を見据え、協議の状況等、検討の状況を注視し、その早期の具体化を促していく必要があるとさせていただいております。

これに加えて、ソフトバンクからは、いわゆるDランクビル、コロケーションスペースが全く利用できない場所の解消時期の見通しについて、前もって提示すべきであるというご趣旨のご意見をいただいております。

こちらについては、改めまして、総務省からNTT東日本・西日本に対して検討が依頼されることが適当とさせていただいております。現在でも、全く見通しが開示されていないというわけではないようですが、改善すべき部分があるのではないかとご趣旨でございます。

その後、基本的には本報告書（案）の路線どおりの確認的なご意見、回答が続きますので割愛いたします。

続きまして、71ページの意見9-1です。こちらは、コロケーションから少し離れますので、簡単にご紹介いたします。本報告書（案）において、接続料交渉の円滑化ということで、第一種指定電気通信設備でない部分についても、事業者間で合意できない場合には、算定根拠を提示する等の考え方を記載してございます。こちらにつきましては、NTT東日本・西日本からは、適切であると考えますという賛同のご意見をいただいております。

そちらにつきましては、コスト主義ということが重要であるということで、コストに基づく算定根拠の提示が求められることを示すことで、更なる接続協議の円滑化を総務省において推進すべきであると確認的な考え方を記載させていただいております。

最後に意見10-1は、一般的なアンバンドルに関するご意見ではありますが、接続事業者が利用しやすい制度と料金でというご意見です。

こちらにつきましては、円滑な接続の確保を旨として検証が行われていく必要があるという一般的な回答をさせていただいております。

以上がご意見の主な内容と考え方の案でございます。

**【辻座長】** どうもありがとうございました。

たくさんのパブリックコメントをいただきました。また、要領よく意見を分けていただいております。ご説明いただきました。

それでは、ただいまのご説明につきまして、質問等ございますでしょうか。よろしくお願いたします。

【酒井構成員】 よろしいですか。

【辻座長】 はい。

【酒井構成員】 個人的にこれが一番大事かなと思っているところだけ申し上げます。

14ページの帯域換算係数に関する意見で、トラフィック量を中心に考えるけれども、それ以外のコストドライバがあったら提案する考えとNTT東日本・西日本が回答されています。これを見ていると、そこまで大した提案は来ないのかなという気もしています。

結局、この辺の問題、例えば、分岐単位接続みたいな話とか、ポートの小容量化の話とか、I P o E接続の話とか、みんなこれが関係してきて、要するにコストだけで言ったら、帯域あるいは端末に比例するコストと、帯域が変わっても、端末が変わっても、あまり変わらないような固定的なコストがあるのはまず間違いなくて、その比率だけの問題だと思っております。だから、そのところをちゃんと議論すると。

私、実を言うと、40年近く前に、通信コストが帯域か何かの対数に比例に近いと、自分で計算したら出てきて、それを仮定するとネットワークがこう設計できると書いたことがあります。それを書いて学会に出したら、最初の前提が怪しいからだめだとはねられてしまったことを覚えております。

その対数というのはあまりにもいいかげんな話ですけれども、こういうモデルができると、それをもとにコスト分析をしっかりとできて、そこから議論が始まるのかなという気がしております。

ただ、そこでまた難しいのは、コストだと、どう考えても大口のほうが有利になるに決まっているので、最後が事業者は1つが一番いいという話になってしまう可能性があります。それだと、やはりいろいろ不都合が出てくるというので、コストから料金に変えるときには、若干ここで政策があってもいいような感じがいたしまして、そのときに、例えばこういう政策をとると小さな事業者でも伸びるので、その結果、トータルしたらこうなるという分析や予測ができると、予測は無理かもしれませんが、こうやったことによって、こうよくなったというのが出ると、政策としての価値が出てくるような気がいたします。

そういう意味では、大もとのところがコスト分析なので、ここでやってもいいのかもしれませんが、NTTのほうで一生懸命出していただいてもいいのかもしれませんが、少し

出しにくいとは思いますが、出していただければ、後に随分影響するのではないかと個人的には思っております。

以上です。

【辻座長】 ありがとうございます。

あれは、報告書のどこかの分析で、非線形の設備とコストですか。

【酒井構成員】 ええ、ありましたよね。

【辻座長】 何か推計されたのがありましたね。そのようなイメージではある。

【酒井構成員】 そんなイメージで、例えば、対数は大げさかもしれませんが、そういう部分があって、このサービスだったらこう、このサービスだったらこうとなれば、わかりやすいですね。なかなかそううまくは行かないと思うのはよくわかりますけれども。

【辻座長】 おっしゃるとおりですね。PSTNのようなモデルができれば、そういうふうないろいろな議論が確かにできると思います。ありがとうございます。

それから、1点よろしいですか。今のご意見のところ、前から疑問だったのですが、スタートアップとか小容量から始める事業者が、それら大規模事業者に対して不利になるからという背景で帯域換算係数が採用されました。ところが、予測が外れて、映像系のサービスがあまり伸びなくて、実際に伸びたのは通常のベストエフォートばかりだという結果になりましたね。

ですから、事前に何が伸びるかということ予測して、そこをある程度価格を助成するとかというのを考えてみるのも良いかもしれないなと思います。

【酒井構成員】 そうですね。だから、コストはこうだけれども、こちらを伸ばすために価格をこうするというのはありうると思っております。

【辻座長】 ただ、ありうるのだけれども予測が外れてしまうことはあると。

【酒井構成員】 ずれてしまうことはあります。

【辻座長】 だから、それを何に焦点を当てるかが、5年後、10年後に何が伸びるかということはわからないから、通常の欧米流のアメリカの考え方ですと、何が伸びるかわからないから、自由に競争させて、やれるところからやりなさいというので、規制をかけないということもあるわけです。だから、確かにおっしゃることはよくわかるのですが、ターゲットを置いてしまうと外れる可能性があるんで、そこが非常に難しい点だと思います。だから、今後、そこら辺をよく議論していく必要があるかと思えます。

【佐藤構成員】 酒井先生が言われたことは2点で、ごもっともだと思います。

1点目、私の理解では、コストイングとプライシングというのは、多少政策的に違う視点で見るところはあります。コストイングは、やはりコストドライバとか、コストコーゼーションとか、そういう原理原則で見ていて、プライシングは政策が入るので、例えば我々も小さい企業が新しいサービスを始めるときは、トラヒックが非常に小さいので、将来予測の需要を入れて、ある程度立ち上げやすくできるような料金政策をとったりしています。このように、プライシングは、その都度の政策があるので、それを反映させるところはあるのかなと思います。

あと、辻先生が言われたように、そうは言っても外れることもあるので、3年後か5年後かわからないけれども、当初の予想どおり行っているのかを、見直すべきときに見直す必要もあるなという反省も少しあります。

あと、コストイングはかなり難しいなというのがあって、確かに量に依存するところもあるし、逆にどの時期で買ったかとか、そういういろいろなタイミングで同じものや似たものでも価格が違ったり、同じような投資でも機能が追加されていたりするので、実は難しいと思っています。

実は難しいけれども、とにかくやらないと料金が出ないので、その辺はどこかで大きくりかわかりませんけれども、割り切ったある種の適正なコストを出す必要があるのかなと思います。もしかしたら、新しいネットワークであれば、酒井先生が言われたように、もう一回どこか見直すべき点が幾つかあるのかもしれないので、これからの課題の1つかなと思います。

【辻座長】 ありがとうございます。

【藤野料金サービス課長】 今、コメントいただいた件についてです。帯域換算係数についての考え方なのですが、帯域換算係数を平成20年の「次世代ネットワークの接続料算定等に関する研究会」で議論したときには、確かに問題意識としては、映像伝送が大容量になったら、それがすごく高くなってしまわないかということがあった。それから、実際にどうやって係数を求めるかということで、一般的に調達実績があるルータの価格を比べて、こんな傾向があるのではないかというとり方をしました。ということが、当時の柱だったかと思うんです。

現在、映像伝送については、先ほど少しお話もありましたように、結局セキュアなやり方ばかりではなくて、地デジの再送信もベストエフォートでやっているものもあります。

この平成20年時点で想定されたやり方でやると、映像伝送がかえってコストが寄せられる側に回ってしまっているとか、当時想定されていたものと違ったやり方になってしまいましたという点と、コストの配賦方法を考えるときに、ルータの個々の機械の値段が、どれだけ本当に関係あったのかということですね。実際に伝送容量によってルータの機械自体を変えるということはないので、そこは現実と違ったかもしれない。そういうことがあるのかなと思います。

今回の考え方というのは、そういう政策的なプライシングという観点から言うと、そういう考え方を基本的にはとらないというものです。コストのとり方は確かに難しいのですが、トラヒックで按分すれば、とりあえず公平ではないかということが、まず原点にあるのかなということだと思います。その上で、それ以外のコストドライバというものが考えられるという視点があれば、それを考えてみようということで、基本はそういう料金政策というものは、いろいろな面で必要になってくることはあるかもしれませんが、少なくとも接続料ではなくて、そこは小売のところに任せて、接続料のところは、むしろそういう政策的な考え方からは中立にしようというのが今回の提案かなと思います。

したがって、今回はそういう考え方をとっています。実際の運用を見ていくと、こういうところにバイアスがかかっておかしくなってきたとか、何かが阻害されてきたということがあれば、そういうものをまた考えるというのは、やっていいかもしれない場面があるかもしれないと思うのですが、今のところは、かつていろいろ考えた映像伝送の話とかも、今の見方から照らして考えると少し違うかもしれないねということで、みんなニュートラルにやってみようということだと思います。

そこで、今回、NTT東日本・西日本も、基本はその考え方に沿った形で今回ご意見をいただいている、あまりそこは報告書（案）で打ち出したところと乖離はないかなと思いますが、そういうことで、まずやってみるということはどうかなということですね。

**【辻座長】** わかりました。ありがとうございました。

ほかにご意見ございませんでしょうか。

関口構成員、お願いします。

**【関口構成員】** 私も、今回のテーマは1つ1つ結構重いのですが、その中でも帯域換算係数の見直しというのは、非常に大きなイベントになったと思います。14ページの下あたりから、帯域換算係数の見直しに関連して、設備と機能のマトリクスがNGNの世界でも、これによってできるようになるというのは、PSTNと同じような土俵に登って

きたという印象を持っています。

ただ、昔話でよく覚えていないのですが、そもそもPSTNのアンバンドルの要請というのは、みずから投資をするか、借りるかの選択のチャンスを広げてほしいとあって、ケーブル・アンド・ワイヤレスだったのではないかと記憶しています。部分参入みたいな形で設備を利用させてほしいという要望からアンバンドリングは進んでいったように記憶しているんですね。

その意味で言うと、今回のNGNは、NTT東日本・西日本からのコメントにあるように、それぞれの設備単体でサービスが使えるわけではないということで、考え方も接続約款上、注記によってそういった機能が単体の設備1つ1つでできるわけではないというクレジットがつくかもしれないというコメントがつくのは、NTT側の意見を取り入れたという形で、1つの妥協点なのかなとは思って、これはこれでよろしいと思っています。

ただ、NGNにおいて、そういったPSTNのマトリクスと同じようなことができることによって、機能についての設備の単価の足し算ができるようになったということは、帯域換算係数から離れることによって実現した非常に大きな成果だと理解しておりますし、それをさらに精緻化することについて、適切なコストドライバがNTT東日本・西日本から出てくるようであれば、それは改めて検討するという方向性は、私はよろしいのではないかと考えています。

以上です。

**【辻座長】** ありがとうございます。

**【相田座長代理】** すみません。単純な確認なのですが、結局報告書（案）の修正というのは、どこかにあったのでしょうか。

**【大磯料金サービス課課長補佐】** すみません。非常に軽微な、誤字脱字のようなものについては修正させていただきましたけれども、内容は一切変えておりません。

**【相田座長代理】** ということで、報告書をまとめた中で、いろいろご意見をいただいたけれども、強い反対はなかったというか、皆様の考えにもそれほど反しないようなものがまとめられたのかなということで、大変よかったのではないかなと思います。

**【辻座長】** ありがとうございます。

**【佐藤構成員】** 1点、すみません。

**【辻座長】** はい。

**【佐藤構成員】** たくさん意見をいただいている、ということは、多くの方が関心を持

っている大事なものがたくさん入っているのだと思っています。答えが全部出ているわけではない形の報告書になりますので、やはりフォローアップが大事になって、NTTは前向きに対応しますとか、もしかしたら提案しますという事項もあるので、お願いとしては、フォローアップの中に、注視しなければいけないような課題についてのフォローアップと、さらに今の段階でも、幾つか検討、議論しなければいけないタイプの課題についてのフォローアップとに分けられるようにも思っていて、全てフォローアップなのだろうけれども、もしかしたら少し色分けできれば、この幾つかは、これから議論をすべきことだとか、これは状況の変化を見てから判断するものだとか、もし分けられるようであれば、少し分けてどこかで見せていただいたほうが、今後の競争環境整備のスケジュールが見えてくるので、それを1つお願いしたいと思います。

**【辻座長】** ありがとうございます。大事な点かと思います。

それでは、今の構成員の皆様のご意見を聞いておりますと、おおむね今回の第一次報告書（案）と考え方（案）につきまして、特段の修正点がないと考えましたので、この第一次報告書と考え方につきまして、これで取りまとめとさせていただいてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

**【辻座長】** ありがとうございます。そうしたら、そのようにさせていただきます。

それから、大事なのは、この後フォローアップする事項が出てまいりますので、今、佐藤構成員が言われましたように、またポイントを絞っていただいて、議論がスムーズに運ぶようにしていただけますと大変ありがたいと思います。

それでは、非常にいろいろなご意見をいただきましてありがとうございました。

それでは、次に「資料7-3 平成28年度末における固定端末系伝送路設備の設置状況」について、事務局より説明をお願いいたします。

**【大磯料金サービス課課長補佐】** それでは、資料7-3に基づきまして、説明をさせていただきます。1枚目です。固定端末系伝送路設備の設置状況というデータにつきましては、皆様ご存じのように、第一種指定電気通信設備制度とあって、単位指定区域ごとに固定端末系伝送路設備の設置数に占めるシェアが50%を超える場合に、接続関連規制を課すという内容の法制度になっているということが背景にありまして、電気通信事業報告規則に基づきまして、定期的に設置状況について、各事業者から提出をいただいております。それを取りまとめた内容でございます。

2ページです。そういう趣旨ですので、NTT東日本・西日本のシェアを主に確認させていただきます。グラフがありますが、結論としましては、いずれにせよ、加入者回線に占めるNTT東日本・西日本のシェアが依然として50%を超えています。都道府県別に見てみましても、それぞれ50%を超えておりますという結果ですが、グラフをご覧いただきますと、加入者回線設置数の合計に占めるシェア、赤い線ですが、こちらがだんだん減ってきている。光ファイバ回線設置数に占めるシェアは横ばいの傾向もありますけれども、銅線等を含めると減ってきているという傾向が全体としてはございます。

続きまして、3ページ目は都道府県ごとの状況でございます。赤い点線の上のほうの折れ線になっているところ、青い丸、緑の丸、オレンジの丸などがNTT東日本・西日本それぞれの都道府県におけるシェアでございます。これをご覧いただきますとわかるとおり、多いところでは100%近いシェアがありますが、例えば滋賀県や兵庫県では60%を下回っているということで、少し地域差がございます。

4ページ目はご参考で、そのうち光ファイバ回線の設置数に占めるNTT東日本・西日本のシェアを抜粋したものでございます。こちらを見ますと、より傾向が明らかになっている部分がございます。滋賀県、奈良県等では40%台になっているというところでございます。

続きまして、5ページ目以降は、より詳細に都道府県別の状況、トレンド、時系列の推移をお示ししております。こちらは、総体的にNTT東日本・西日本のシェアの低い8府県を対象に示しておりますが、どの府県も全体として見ればシェアが減ってきているという状況でございます。このようなことが、愛知県、三重県、滋賀県、そして、次のページ、京都府、兵庫県、奈良県、さらに7ページ目、和歌山県、徳島県となっております。それぞれの府県で絶対的な水準に少しずつ差はありますけれども、いずれにせよ減少傾向があるということが見てとれるかと思えます。

8ページ目、9ページ目、10ページ目は、ご参考ですので飛ばさせていただきます。

11ページ目は、第一種指定電気通信設備制度の根拠条文でございます。

12ページ目、最後に参考とつけておりますが、少しご紹介させていただきたいと思っております。11ページ目までは、加入者回線の設置数で見たシェアでしたけれども、12ページ目は、NTT東日本・西日本及びNTTコミュニケーションズに限っているんですけれども、通信回数を見て、かつ通信回数の地域性に着目して時系列のトレンドをお示ししております。

上のほうのグラフの中の赤い線は、県内に閉じた通信の比率でございます。そして、青いほうは、地域内、ブロック内の通信であるけれども、県内通信ではないものの比率でございます。

ちなみに、地域ブロックというのは、総合通信局の管轄区域なんですけれども、便宜上、ひとまずそうさせていただいております。これをご覧いただきますと、県内に閉じた通信回数の比率が少しずつ減っているのに対して、地域内のブロックですけれども、そちらの比率が少しずつではあります、上がってきているという傾向が見てとれるかと思えます。地域性というところでは、こういった最新の状況があるかなと考えております。

説明は以上でございます。

**【辻座長】** どうもありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、ご質問等はございますでしょうか。

それでは、いろいろな地域的なばらつきが出ているということをご説明いただきました。

それでは、全体を通しまして、何かご質問はございませんでしょうか。

それでは、今日は節目となりますので、渡辺総合通信基盤局長よりご挨拶をいただけるということですので、よろしく願いいたします。

**【渡辺総合通信基盤局長】** はい。辻座長をはじめ、構成員の皆様には、本年3月の第1回会合から5カ月以上にわたりまして、専門的見地から精力的にご議論いただくとともに、本日、第一次報告書を取りまとめていただいて、誠にありがとうございます。深く感謝申し上げます。

これまで本研究会では、電気通信事業における競争基盤である接続に関しまして、NTT東日本・西日本のNGNの接続料、接続条件、加入光ファイバの接続料、コロケーション等、IP化が進展する中での諸論点につきましてご議論いただきました。その過程では、利害関係者に、ときに互いに対立する意見を公開の場でぶつけ合っていたいただき、先生方におかれましては、それらの1つ1つにつきまして丁寧で明解な考え方を整理していただきました。

今後、総務省としましては、報告書の内容を踏まえまして、関係の省令、告示等の改正を速やかに行うとともに、NTT東日本・西日本に対しまして、報告書に挙げられました諸課題の解決に向けまして、改善等を求める要請文書を発出することにしております。

本研究会では、引き続きフォローアップをいただきたいと考えておりますので、今後ともご指導、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願いいたします。

本日は誠にありがとうございました。引き続きよろしく願いいたします。

【辻座長】 どうもありがとうございました。

最後に、今後の想定されるスケジュールにつきまして、事務局より説明をお願いしたいと思っております。

【大磯料金サービス課課長補佐】 資料7-4としてつけさせていただいておりますが、先ほど局長の渡辺からも申し上げましたとおり、引き続きフォローアップをお願いしたいと思っております。10月から12月にかけて、月1回程度の開催を想定させていただいております。また、並行して、省令・告示の整備等も進めてまいりたいと思っております。

直近では、NTT東日本・西日本に対する要請についても、総務省のほうから考えております。

また、次回の日程や詳細な議題等につきましては、改めてご連絡いたしますので、よろしく願いいたします。

以上です。

【辻座長】 どうもありがとうございました。

それでは、これをもちまして、第7回会合を終了したいと思います。本日はどうもありがとうございました。

以上